

# 一般社団法人立科町振興公社 個人情報保護規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人立科町振興公社（以下「公社」という。）における、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めることにより、公社の事業の適正な運営を確保するとともに、本人の権利利益を保護することを目的とする。

## (基本原則)

第2条 公社は、事業活動において、以下に掲げる法令及び関連するガイドライン、指針等（以下「法令等」という。）を遵守することとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行令
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (4) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

## (適用範囲)

第3条 この規程は、公社の役員及び職員並びに公社が業務を委託している事業者等（以下「役職員等」という。）が、業務として個人情報を取扱う場合に適用する。

2 この規程は、公社が保有している個人情報及び公社がその取扱いを委託している個人情報を対象とする。

## (定義)

第4条 この規程で用いる用語の定義は次のとおりとする

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- (2) 個人データ データベースとして検索等ができるよう整理された個人情報をいう。
- (3) 本人 当該個人情報によって識別される生存する特定の個人をいう。
- (4) 個人情報管理責任者 個人情報保護対策の実施及び運用に関する責任と権限を持つ者をいう。
- (5) 監査責任者 個人情報保護対策に関する内部監査の実施及び代表理事への報告並びに改善の提言を行う者をいう。

## (個人情報管理責任者の責務)

第5条 個人情報管理責任者は、この規程を実施及び運用する責任を有する。

2 第4条第1項第4号の個人情報管理責任者は、代表理事とする。

## (監査責任者の責務)

第6条 監査責任者は、個人情報保護規程に基づき、公社の役職員等の個人情報の取扱いを監査し、代表理事に対してその結果及び見直しに関する提言を行う責任を有する。

2 第4条第1項第5号の監査責任者は、代表理事が任命する。

## (個人情報の取得)

第7条 個人情報を取得する場合は、業務上必要な範囲でかつ利用目的をできる限り特定し、

適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(利用目的)

第8条 本人から書面により直接個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければならない。

2 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合、若しくは書面によらない取得の場合は、利用目的を通知又は公表するものとする。

(利用目的の変更)

第9条 個人情報は、前条において通知又は公表した利用目的と相当な関係性を有すると合理的に認められる範囲内で利用しなければならない。

2 利用目的を超えて利用する場合は、あらかじめ本人に変更した利用目的を通知し、同意を得なければならない。

(安全管理措置)

第10条 個人情報管理責任者は、その取扱う個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 会社の保有する個人データの安全管理措置について、以下のとおり定める。

(1) パスワードによるアクセス権限を実施し、取扱者以外は内容を確認できない措置を講じる。

(2) インターネットに接続されたシステムでは、ファイアウォールを設置する。

(3) 個人データの入った磁気媒体その他媒体については、施錠した机に保管する等、確実な管理を行う。

(4) 不要になった個人データについては、速やかに廃棄若しくは消去を行う。

(役職員等の監督)

第11条 個人情報管理責任者は、役職員等が取扱う個人情報データに関して、以下に定める事項を実施する。

(1) 役職員等からの個人情報の取扱いに関する覚書(別紙1)の取付

(2) 役職員等に対する教育・訓練の実施

(委託先の監督)

第12条 個人情報管理責任者は、個人データの取扱いを委託する場合には、個人データの安全管理が図られるよう、以下に定める事項を実施し、当該委託先の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) 委託先選定基準及び選定手続きを策定し、それに基づいた信頼のおける委託先を選定する。

(2) 委託先との間で、個人データの安全管理に関する確認書(別紙2)又は確認書に代わる内容のものを書面で締結する。

(個人情報の提供の原則)

第13条 会社は、法令に基づく場合及びあらかじめ本人の同意を得た場合を除き、個人データを第三者に提供しない。

(開示等の求めへの対応)

第 14 条 個人情報管理責任者は、本人から保有個人データの開示を求められた場合には、遅延なく当該保有個人データを開示する。

2 個人情報管理責任者は、本人から保有個人データの訂正・追加・削除を求められた場合には、必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの内容の訂正等を行う。  
(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 5 月 23 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日に遡って適用する。